

令和4年2月17日
松山河川国道事務所

国道192号 除雪作業における通行止め について

緊急車両の通行を確保するため、国道192号愛媛県四国中央市川滝町下山～徳島県三好市池田町白地間の「通行止め」を行い除雪作業を行います。

【資料－1参照】

1. 通行止め日時 令和4年2月17日(木) 5:00～
(解除予定は未定)
2. 通行止め場所 国道192号 愛媛県四国中央市川滝町下山地先～
徳島県三好市池田町白地地先
約16.9km
3. 作業内容 除雪及び凍結防止剤の散布

国土交通省松山河川国道事務所では、冬期の道路交通の安全確保のため、24時間体制で積雪や路面凍結に対応する「雪氷対策」(除雪や凍結防止剤散布等)を行っています。立ち往生車両が発生する可能性がある峠部などの勾配が急な区間等をあらかじめ「予防的通行規制区間」として指定するなど、より一層の降雪時の安全確保に努めているところです。

平成26年12月に当事務所管内を含む国道192号において、大雪により大型車等の立ち往生が発生したことから、改正災害対策基本法を全国で初めて適用し、車両を移動する等の対応を行いました。

【資料－2参照】

【問い合わせ先】 (○:主な問い合わせ先)

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 電話: 089-972-0034(代表)

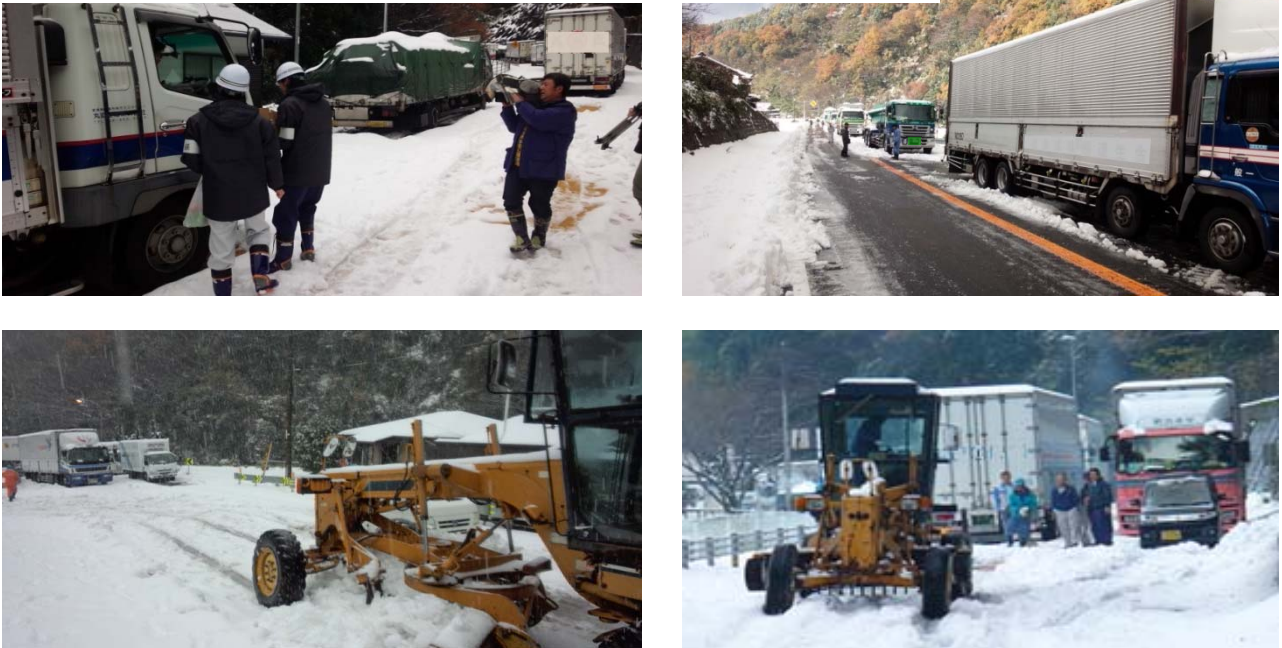
副所長(道路) なかの はるき
中野 晴樹 (内線205)○道路管理第一課長 まつもと よういち
松本 洋一 (内線431)

◆雪氷対策状況 (松山河川国道事務所管内の状況)

温暖な四国でも山間部は、短時間に一変して雪国の光景。
国土交通省では、深夜、早朝を問わず24時間体制で国道の安全を守っています。



◇大雪対応状況 (平成26年12月5日 国道192号)



◆ 予防的通行規制区間概要

四国地方整備局管内では、立ち往生車両が発生する可能性がある峠部などの勾配が急な区間等をあらかじめ「予防的通行規制区間」として指定しています。

同区間では、「大型車等の立ち往生が発生」、もしくは、「大規模な立ち往生の発生のおそれがある場合」には、警察と連携のうえ、早い段階で通行止め措置を行い、除排雪作業及び立ち往生車両の移動を集中的に実施することにより、迅速に交通を確保するように努めているところです。

松山河川国道事務所管内の予防的通行規制区間



国道名	大雪による予防的通行規制区間		担当出張所
11号	さくらざんり 桜三里	L=10.3km 愛媛県西条市丹原町志川地先～同県東温市河之内地先	西条国道維持出張所 0897-56-1264
			松山第一国道維持出張所 089-956-0326
33号	みさかとうげ 三坂峠	L=13.1km 愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神地先～同県伊予郡砥部町千足地先	松山第一国道維持出張所 089-956-0326
192号	かわたき いけだ 川滝～池田地区	L=6.8km 全体 (L=16.9km) 愛媛県四国中央市川滝町下山地先～徳島県三好市池田町白地地先	西条国道維持出張所 0897-56-1264
			池田国道維持出張所 0883-72-2177

● 昨年度新たに、凍結防止剤散布車(除雪装置(スノープラウ)付き)を配備し、活躍しました。

